

意見発表者16(会場③埼玉県さいたま市)

意見の概要

埼玉県は、海に排水され、川が昭和又々年、東地域は、根川を頼り、深川は、全て大
 河川の利根川が昭和又々年、東地域は、根川を頼り、深川は、全て大
 大なる利根川の昭和又々年、東地域は、根川を頼り、深川は、全て大
 たら、利根川の昭和又々年、東地域は、根川を頼り、深川は、全て大
 は、利根川の昭和又々年、東地域は、根川を頼り、深川は、全て大
 減ら、利根川の昭和又々年、東地域は、根川を頼り、深川は、全て大
 又、利根川の昭和又々年、東地域は、根川を頼り、深川は、全て大
 なる。地下水の利用は、地盤沈下を引き起こすため、河川水
 への転換をしてきている。しかし、河川水の水利
 権の中には、ハツ場ダムの建設を前提とする毎年の水利
 立入りが含まれている。今後、心して水を使うに
 とが、ハツ場ダムの建設が必要であり、
 治水と治水の両方を兼ねていく必要がある。

※楷書横書きで、できるだけ400文字以内で記載して下さい。